

●香川県告示第362号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように変更して指定した。

平成20年8月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成20年8月5日
- 3 指定道路の位置
変更前 丸亀市今津町725-5、744-2及び746-3
変更後 丸亀市今津町字経田746-3及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長
変更前 幅員 4.00メートル
延長 67.05メートル
変更後 幅員 4.00メートル
延長 13.30メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。